

## 農山村環境パビリオン事業実施要領

平成17年2月21日付け農環第403号  
 一部改正 平成20年2月25日付け農整第798号  
 一部改正 平成23年4月18日付け農整第85号

農山村環境パビリオン事業（以下「事業」という。）の実施については、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）、岐阜県農業農村整備補助金交付要綱（平成18年4月3日付け農計第24号農政部長通知。以下「要綱」という。）、岐阜県農業農村整備事業関係補助金交付事務取扱要領（平成18年4月1日付け農整第40号農政部長通知。以下「取扱要領」という。）及び農業農村整備事業補助金確認要領（平成18年4月1日付け農整第251号農政部長通知。以下「確認要領」という。）に定めるもののほか、この実施要領の定めるところによる。

### （趣旨）

第1 従来、農山村における農業生産・農村生活環境の整備は、身近な動植物へ配慮されることはほとんどなく、機能とコストを優先した工法により、多くの事業が実施されてきた。

近年、公共事業のあり方や良好な環境に対する人々の関心が高まってきたことを受け、土地改良法（昭和24年法律第195号）においても、事業の実施に当たっての原則に「環境との調和に配慮すること」を位置づける改正が平成14年4月1日になされ、今後の農業農村整備事業等の実施に当たっては、環境・景観との調和に配慮しつつ効率的かつ効果的に事業を推進することが求められている。

本事業は、これらの状況に対処して、環境・景観に配慮した工法を実施し、清潔で安らぎのある農山村の生活環境整備を促進しようとするものである。

### （事業内容）

第2 次の事業に要する費用について、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

#### （1）農山村のビオトープ化推進事業

メダカ、ホタル等の地域の在来種を指標とした整備手法により、身近な生活空間における動植物の生態系保全を住民協働により整備を行い、小中学生の環境教育の一環としてこの場を活用していく。

ア ビオトープ（多様な動植物の生育・生息空間）の造成又は復元

イ ビオトープ設置に伴う水路工など保全施設の整備

ウ ビオトープを観察するための施設整備（公園的整備は除く）

エ ビオトープ周辺への植栽

オ 県内産間伐材を使用した看板の設置

#### （2）集排水処理水自然活用浄化事業

自然の還元力を活用し、農業集落排水施設（平成15年度以前の採択地区）の処理水をさらに浄化する高度水質浄化を行い、河川に放流する処理水を川魚にやさしい水質としていく。

ア 土壌や植生の還元力を活用した水質浄化施設（土壌浄化暗渠や間伐材使用浄

化池など)の設置

- イ 水質浄化施設を観察するための施設整備(公園的整備は除く)
- ウ 水質浄化施設周辺への植栽
- エ 水質浄化施設処理水を排出するため池や水路等への植生配置
- オ 県内産間伐材を使用した看板の設置

(3) 農業集落排水環境配慮施設整備事業

農村景観の向上や迷惑施設としてのイメージ解消のため、農業集落排水事業で補助対象外となっている門、柵、塀などを間伐材を用いた整備を行い、農業集落排水施設のイメージアップを図る。

- ア 農業集落排水施設の門、柵、塀の間伐材による新設又は改修
- イ 農業集落排水施設周辺への植栽
- ウ 県内産間伐材を使用した看板の設置

(採択要件)

第3 次に掲げる次の各項を全て満たすものとする。

- (1) 他の補助又は交付金の対象とならない地区であること。
  - (2) 農山村の環境保全や生活環境整備等に資すると認められること。
  - (3) 一施工箇所の年度計画事業費は概ね1,000千円以上であること。
  - (4) 事業実施市町村において、事業の実施及び事業完了後の維持管理(住民主体による維持管理も含む。)に支障のないこと。
  - (5) 県内産間伐材を使用する工法を積極的に取り入れること。
- 2 その他、知事が必要と認めるもの。

(対象事業費等)

第4 補助対象事業費は工事費とする。

- 2 補助率は、1/2以内とする。
- 3 用地買収費は、原則として補助対象としない。
- 4 補償費は、上下水道、電柱移転、消火栓移設等公共性の高いものについては補助対象とする。
- 5 測量試験費は、原則として補助対象としない。

(事業主体)

第5 事業主体は、市町村とする。

(事業実施期間)

第6 原則として、単年度とする。

(事業の採択及び通知等)

第7 事業を実施しようとする市町村長は、農林事務所長(以下「所長」という。)に県単独事業採択要望書(取扱要領:第3号様式)及び事業計画概要書(第1号様式)を提出する。

- 2 所長は内容を審査し、振興局長に報告の上、知事に対し予算要求をする。
- 3 知事は、前項の要求を受け補助金配分額を決定し、所長に対し補助金配分及び予算令達を行う。
- 4 予算令達を受けた所長は、市町村長に対し予算割当内示を行う。

(事業計画内容の変更)

第8 年度途中において、事業計画を変更(軽微な変更を除く。)、追加又は廃止する必要が生じたときは、次のとおり事業計画を変更するものとする。

(1) 市町村長は、農業農村整備事業計画変更(中止・廃止)承認申請書(要綱:第3号様式)に下記書類を添付し、所長に提出するものとする。

ア 事業計画概要書(変更)(第1号様式)

イ 収支予算書(要綱:第2号様式-3)

ウ 事業計画書(変更)(要綱:第42号様式)

エ 変更を生じた設計図、平面図等

(2) 所長は、重要な変更の内容が適当であると認めるときは、次により取り扱うものとする。

ア 補助金の額に変更が生じる場合と事業主体が変更となる場合は、農政部長に変更申請(取扱要領:第11号様式)を行い、部長からの当該変更についての承認通知(第2号様式)があったときは、変更決定を行うものとする。

イ 上記以外の場合は、変更決定を行うものとする。

2 変更の区分

(1) 重要な変更

ア 経費の配分の変更

(ア) 補助金の額の増減

イ 事業の内容の変更

(ア) 事業主体の変更

(イ) 地区ごとに次に掲げる変更

a 工種別の事業量の30%を越える増減

b 工種の新設、変更又は廃止

(2) 軽微な変更

ア 上記以外のもの

(補助金の交付等について)

第9 本事業の補助金の交付等事務については、取扱要領第3条から第11条を準用する。

(交付決定前着工)

第10 市町村長は補助内示があった後において、補助金交付決定を受ける前に工事に着手しようとするときは、補助金交付決定前着工届(第3号様式)を所長に提出するものとする。

(完成表示板の設置)

第11 市町村長は、当該事業地内に岐阜県補助事業による施工地である旨の表示を間伐材を用いて行うものとする。

(施設の維持管理)

第12 事業により構築された施設等の管理は、市町村長が行うものとする。

2 市町村長は、事業により構築された施設等の管理を他の機関等に委託する場合は、あらかじめ所長の承認を得なければならない。

## 溶け込み版

- 3 市町村長は、施設の現況を明らかにするため、常に農山村環境パビリオン完了地区台帳（第4号様式）を整備しておくものとする。
- 4 市町村長は、額の確定通知後速やかに、農山村環境パビリオン完了地区台帳を所長に提出するものとする。
- 5 所長は前項の報告を取りまとめ、当該年度の翌年度の4月30日までに完了地区台帳を知事に提出するものとする。
- 6 市町村長は、施設が被災した場合、速やかに所長に報告し、その指示に従うものとする。

### 附 則

- 1 この要領は、平成17年度事業から適用する。

### 附 則

- 1 この要領は、平成20年4月1日から適用する。

### 附 則

- 1 この要領は、平成23年4月18日から適用する。

地区名	施行箇所		市・郡 町・村		地区	地区見取図	
事業主体名	市町村	工種・事業量					
事業費	千円	補助金	千円	既設集排完了年度	平成	年度	
事業費負担 区分(円)	事業費	県費	市町村費	地元負担金	その他		
					-		
地区概要							
	【計画概要】  【環境への配慮項目】  【活用方法】  【住民協働の内容】  【維持管理方法】						
要 等	事業費の明細(円)			主要工種			
	区分	事業量	事業費				
	本工事費						
	付帯工事費						
	測量試験費						
	工事雑費						
	事務費						
	合計						
	用地買収関係						
	他事業との関係						
その他							
						標準断面図	

(注) 施行箇所を示す地図(1/50,000程度)、平面概略図(1/500程度)、現況写真、用地使用等承諾書(様式任意)を添付すること。

第2号様式

第 号  
平成 年 月 日

農林事務所長 様

農政部長

平成 年度県単独土地改良事業（農山村環境パビリオン事業）  
計画変更（中止・廃止）承認申請について

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった標記事業の変更（中止・  
廃止）については、下記のとおり承認しますので、関係市町村へ箇所別実施額を通知  
するとともに、事業の円滑な推進を図るようご配慮願います。

記

- 1 事業名
- 2 変更（中止・廃止）承認結果

第3号様式

第 号  
平成 年 月 日

農林事務所長 様

市町村長 印

補助金交付決定前着工届

平成 年度県単独土地改良事業（農山村環境パビリオン事業）について、下記のとおり交付決定前に着工したいのでお届けします。

記

- 1 事業名
- 2 施工箇所
- 3 事業費
- 4 着工予定年月日
- 5 完了予定年月日
- 6 交付決定前着工の理由

第4号様式

農山村環境パビリオン 完了地区台帳

事業実施年度	平成 年度	事業区分	事業				工 事 内 容			
地区名 <small>ふりがな</small>		施行箇所	市・郡	町・村	番地	他 筆				
事業主体	市町村	所在地	市・郡	町・村						
市町村長名		電 話	( ) -							
全体事業費	本工事費	付帯工事費等	工事雑費	事務費	負 担 内 訳				作成年月日	
					県補助金	市町村費	地元負担金	その他	平成 年 月 日	
円	円	円	円	円	円	円	円	円		
着工年月日		検査年月日		補助金交付申請年月日・記号番号			処分制限期間		処分の状況	
平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	第 号	耐用年数	年	承認年月日	H . . .		
完成年月日		確認年月日		補助金交付決定年月日・記号番号			処分制限年月日		処分の内容	
平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	第 号	平成 年 月 日					
当初設計額		変更設計額		請 負 人(名 称)		施行箇所全地番			備 考	
当初請負額		変更請負額		請 負 人(代表者)		市・郡 町・村 全土地所有者				

【完成写真】 代表的な写真

(注) 1. 地区概要表、施行箇所を示す地図(1/50,000程度)、平面図(1/500程度)を添付すること。  
 2. 施設の変更や管理状況については、適宜別紙等を添付すること。